



新自由主義の時代における産業政策：中国からの視点

梶谷， 懐

(Citation)

ユーラシア研究, 70:12-19

(Issue Date)

2026-05-20

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

発行元の許可を得て登録しています。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100504845>



新自由主義の時代における産業政策：中国からの視点

梶谷 懐

はじめに

本稿では、1980年代に開始された中国の市場化改革の中でも、特に80年代半ばから本格化した企業改革に焦点をあて、それが果たしてロシア・東欧における90年代の企業民営化がそうであるように—「新自由主義化」という文脈で理解できるものかどうかを改めて論じる。

筆者は、中国の市場化改革について、デヴィッド・ハーヴェイらが論じるように(ハーヴェイ、2007)世界の新自由主義化に掉さすものであると同時に、その潮流に対する反動という側面をも内包した動きとしてとらえるべきだと考えている。後者を象徴するのが、「中国製造2025」に代表されるような近年における中国の活発な産業政策の実施であり、これらは米国やEUから産業技術における西側諸国の優位性を脅かす脅威として受け止められ、近年における米中対立の一因ともなっている。

そもそも新自由主義とは、国家による市場経済への介入を批判し、市場からの政府の「退出」を目指す一連のイデオロギーであるはずだ。だとすれば、近年の中国の産業政策への傾倒は、常識的には新自由主義を否定するものと受け止められるだろう。しかし、筆者は、そうした理解は必ずしも正しくないと考えている。というのも、西側諸国における新自由主義の浸透に伴い、社会保障やライフラインなどの公共セクターに民間企業が積極的に参入するという動きがあるが、後述するように近年の中国でもこのような公共セクターの民

間委託は進んでいるからだ。むしろ、「これまで国家が担っていた領域に民間資本が積極的に参入する」という動きと、「本来は民間企業が行うべきだとされてきた領域に政府が参入してくる」という動きが同時進行で進み、「国家と民間」の境界が次第にあいまいになってくるところに中国独自の「新自由主義化」の特徴がある、というのが筆者の立場である。

1. 改革開放と国有企業改革

(1)これまでの国有企業改革の歩み

まず中国の国有企業改革の経緯について、簡単におさらいをしておこう。中国の市場化改革は人民公社の解体が先に進み、それに続いて都市部門の改革が行われた。国有企業改革が本格化したのは1984年以降である。当初の国有企業改革は、「痛みを伴う」所有制改革には手をつけず、経営自主権とインセンティブの拡大によって生産の拡大を図るものだった。大中型企業を中心に経営請負制度が実施され、経営者の権限が大幅に拡大した。同時に労働者のインセンティブを高めるために、企業利潤のかなりの部分が従業員にボーナスや現物支給などの形で支払われた。

しかし、こうしたインサイダー・コントロールを誘発しがちな企業改革では、国有企業の経営パフォーマンスの改善に結びつかず、国有企業の赤字はその後も累積的に増加した。こうした現状を受けて、1990年代半ばに入ると、本格的な所有制改革が着手された。国有企業の戦略的調整が提起され、大企業については、政府が資金援助を含めた政策的なて

こ入れを行う一方、小型国有企業は企業経営者など民間に払い下げられた。

西側諸国では、1990年代における中国国有企業の所有権改革の動きを、ロシア・東欧で生じたようなprivatization（民営化）に近いものとして受け止める見解も広く見られたが、実際中国で生じたのは、それとは根本的に異なるものであった。それは、あくまでも国有資産の「株式化」によってその所有権を明確化し、市場で売買可能にする一方、それを「民営化」には直結させず、特に重要分野の国有企業の支配権については、政府がそのグリップをしっかりと握り続ける、というものであった。

その姿勢を端的に表しているのが、2003年における国務院傘下の国有資産監督管理委員会（国資委）の設立である。これによって、国有企業を株式会社化したうえで、国資委を持ち株会社とする企業グループに再編する改革が進められた。ただし、株式会社化といってもその株式の多くは国資委が管理する「国家株」などの非流通株であり、その資産を個人や民間企業が自由に売買できるわけではなかった。国資委は経営者を任免したり、業績上の目標達成に向けて経営者に責任を持たせたり、一般的な企業で大株主が行うような役割を期待されたのである。この企業グループ化に関する問題は、中国経済における「国家と民間」の関係を考える上で特に重要なので、以下、詳しく見ていくことにしよう。

(2)企業グループ化がもたらしたもの

国有企業のグループ化を進めることで、政府は国有企業を完全に民営化するのではなく、持ち株会社は国が管理し、子会社レベルでは外資や民間資本を自由に取り入れることができるようになった。こうして外国企業や民営企業からの出資が過半数を占めるグループ内の子会社は、民間企業と同じようなガバ

ナンスを受けることが可能になり、経営の効率化を図ることができる。中国政府はこのような国有企業のグループ化を通じ、グループ内で多様な出資形態を持つ企業が共存する状態のことを「混合所有制」と呼び、その拡大を推進してきた。

表1は、白重恩らの研究に基づいて、近年における中国企業のグループ化の進展の状況を示したものである。表では、企業の形態および出資比率などを問わず、共通の所有者を持つ企業を1つのグループとしてカウントし、所有制改革が行われる以前の1995年と改革後の2015年における、企業グループあたりに含まれる平均の企業数を示している（Bai=Hsieh=Song, 2019）。上位100の企業グループの所属する平均企業数は1995年から2015年までに500社から1万5,000社以上と急速に拡大していることがわかる。

表1 企業グループに所属する企業数の推移

	1995	2015
上位100グループ	509	15,322
上位500グループ	115	5,979
上位1000グループ	61	3,120

表2 企業グループの共通子会社の比率

	1995	2015
上位100グループ	39%	82%
上位500グループ	25%	85%
上位1000グループ	30%	81%

出所：Bai et al. (2019)

このような企業グループの拡大に伴い、企業を取り巻く所有・出資の構造は複雑化している。表2は各企業グループに含まれる子会

社のうち、他の企業グループとの合併事業を行っている企業の比率を示したものである。上位1,000グループの場合、2015年には複数の企業グループにまたがって出資が行われている企業のシェアは80%を超えており、企業グループを通じて複雑な所有構造が広がっていることがわかる。すなわち、現代の中国ではほとんどの企業が、国有／非国有を問わず、複数の大きなグループから出資を受けるようになっている。このことは、後述するように、国有企業と民間企業が互いに資本を持ち合い、両者の境界が次第に曖昧になりつつあることを意味している。

(3)「国進民退」現象をどうみるか

さて、国有企業の株式化や企業グループ化が進められるのとはほぼ並行して、一連の改革を通じて資本を増強し、より強大になった国有企業が、民営企業の成長を圧迫しているのではないか、という懸念から、「国進民退」という用語が広く使われるようになった。背景には、2006年に軍事工業、送配電・電力、石油石化など、国有経済が絶対的な支配権を持つ7業種、さらには自動車、電子・情報、建築、鉄鋼など、相対的な支配権を持つ9業種が選定されるなど、国有企業への政策的重視が鮮明となったことがある。並行して、2006年に発表された第11次国家年計画において、自主イノベーション能力の向上が強調され、2010年における国務院による「戦略的新興産業(SEI)の発展を加速するための決定」および2015年の「中国製造2025」につながる、「戦略的新興産業」の発展を目指す産業政策への道筋が明らかになっている。すなわち、「国進民退」が問題とされた背景には、政府の産業政策への傾倒が明確になったこと、そしてその中心的な役割を担う存在として、グループ化を通じて経営基盤を強化とした国有企業が想定されていたこと、があると考えら

れる。

(4)「党国家資本」により支配される企業

国有企業のグループ化がもたらしたもう一つの影響として、中国経済における国有企業および「(党) 国家資本」の影響力の強化が挙げられる。中屋信彦は1980年代より中国で進められてきた「国有企業改革」を、社会主義計画経済から市場経済への移行を経験してきたロシア東欧諸国、あるいはサッチャー政権下のイギリスで行われたような公有企業の「民営化」とは全く異なるものであったと述べている(中屋、2022)。それは株式市場をはじめとした「要素市場」の創設を通じて、社会の遊休資本を活用し、「瞰制高地」とも言うべき基幹産業への国家のグリップを強化すると同時に、従来の国有企業を国家目標と市場メカニズムに基づく効率性の双方を追求する、「党国家資本」によって支配される企業へと、いわば「魔改造」していくプロセスであった。

中屋も指摘するように国有企業の株式会社化及びそのグループ化は、以下のような二つの変化をもたらすものであった。一つは、グループの中の企業を上場させることによって、「党国家資本」への、民間資本や外国資本の参画が可能になったことである。もう一つは、国有企業自体が傘下に投資ファンドを設立するか、あるいは企業自体がファンド化することによって、民間企業に対する「党国家資本」の持ち分が少しずつ増えていったことである。これがすなわち政府が掲げる「混合所有制」の推進に他ならないが、このことは「党国家資本」に支配される国有企業と、民間企業との境界が次第に曖昧になっていく、ということの意味している。

確かに、政府の公式な定義によれば、株式会社や有限会社の形態をとった「国有出資支配企業」、すなわち国有企業は、「党国家資本」

による出資比率が50%を超える企業に限られる。しかし、何らかの形で党国家資本の影響下にある企業は、そのような国有出資支配企業に限られない。たとえば白重恩らは、中国における全企業の出資者に関する行政登記記録を用いて、民間・国有それぞれの企業間の出資関係を明らかにする研究を進めている。その結果、近年に私営企業の比率が急速に増加する一方で、それらの私営企業のオーナーと国有資本とのつながりも、ますます強まりつつあることを指摘している (Bai et al. 2020)。

表3 登記企業の資本総額に占める民間資本の比率

	全体	国有資本から直接 出資を受けたもの	国有資本から間接的 に出資を受けたもの
2000	54.70%	9.90%	4.20%
2010	64.60%	13.90%	10.10%
2019	76.70%	15.30%	18.20%

出所：Bai et al. (2020)

彼らによれば、政府に登録された企業の資本総額に占める個人オーナーによる出資金額の割合は2000年から19年にかけて22ポイント増加した(表3)。しかしその一方で、同じく資本総額に占める国有資本から直接・間接に出資を受けている個人オーナーによる出資金額の割合も、19.4ポイント増加しているのである。白らによれば、このような現象は、国有資本が大規模な民間企業への投資を増加させる一方、大規模な民間企業がより小規模な民間企業への出資を行い、大きな企業グループを形成することを通じて生じたものである。すなわち逆説的ではあるが、現在の中国において民間企業並びに民間企業家の影響力が強まれば強まるほど、実は「党国家資本」の影響力も強まってきているのだ。このことから彼らは、現在の中国経済の中心が完全な国有企業でも完全な民有企業でもなく、むしろ

所有権が混在するグレーゾーンにあると指摘している。

三浦有史は、国有資本から出資を受けた企業は、その出資比率に関わらず、債務状況が著しく悪化した後でも銀行からの融資を継続して受けられること指摘している(三浦、2023)。三浦によれば、何らかの形で政府出資を受けている企業は、出資比率の多寡にかかわらず、資金調達の難易度が大きく低下するという。例えば、負債総額から現金・預金を引いた純負債額を利払い前・税引き前損益(EBIT)で除したEBIT有利子負債比率が15倍を超える、またはマイナスとなる高リスク企業のうち、90%以上が国有資本からの何らかの出資を受けている企業であった。すなわち、これらの政府出資を受けている企業は「暗黙の政府保証」によって守られており、債務状況が極端に悪化してもなお銀行からの資金調達には困らない、モラルハザードを誘発しやすい状況にある。このことは、少しでも「党国家資本」の出資を受けた民間企業は、特に資金面におけるリスクへの感覚が麻痺し、いわば国有企業と似た振る舞いをするようになることを示唆している。

一連の企業改革の結果、特に工業分野において、民間企業が台頭し、部門における主要な位置づけを担うようになってきているという点では、中国でも「新自由主義化」が中国でも進んできた、と言えるかもしれない。しかしそれは、同時に国家が主導権を握った形で国家資本と民間資本が相互に浸透しあうという、単純な「民営化」とは大きく異なる状況をもたらしつつある、という点は十分に認識しておくべきだろう。

2. 産業政策の復権と中国モデル

(1) 新エネルギー者を対象とした産業政策

近年の中国によるEVを含む新エネルギー

車 (NEV) 生産の急速な拡大、ならびにその供給能力を背景とした旺盛な輸出攻勢が米国およびEUとの間で激しい貿易摩擦を引き起こしている。中国自動車工業協会 (CAAM) によれば、2023年上半期の同国輸出台数は214万台で、前年同期比75.7%増となり、このうちNEVの輸出台数は53.4万台と対前年比で160%の伸びを見せたという (井下、2023)。このような中国におけるNEVの供給能力の拡大が、新エネ車の本格的な普及に向けた政策によって後押しされたことは明らかである。

例えば、CSIS (戦略国際問題研究所) のレポートは、中国における産業政策の総支出の規模を定量化し、他の経済圏の国々 (ブラジル、フランス、ドイツ、日本、韓国、台湾、米国) と比較している (DiPippo, Mazzocco, and Kennedy, 2023)。彼らによれば、市場金利を下回る信用供与、政府引導基金を通じた融資、国有企業の純債務拡大といった、中国固有の要因を除いた保守的な推計においても、自国産業の支援にかかる費用は、この調査における他のどの経済圏と比べてもはるかに高い水準で、その合計額は2019年にはGDP比1.73%に達している。特に他の経済圏に比べて補助金支出が多いほか、国有銀行部門による信用供与を通じた企業への支援の比率が高いのが特徴である。

(2) 産業政策と新貿易理論

このような中国の産業政策は基本的に需要の拡大を通じて「規模の経済」を機能させるものだと筆者は考えている。一連の政策には平均燃料商品に関する規制やNEVの生産に関する規制、いわゆるダブルクレジット規制など供給サイドの規制も含まれている。しかし、補助金の規模や市場に与えた影響から見ても、NEVの購入に対する補助金の給付や、NEV購入税 (価格の10%) の免除、さらには専

用ナンバープレートの配給といった一連の消費者に対する購買支援、すなわち市場拡大型の政策の方がより本質的なものだったことは明らかであろう (湯、2021)。さらに、地方政府主体で充電スタンドをインフラとして各都市に建設する政策も、市場拡大という点では重要である。これは価格補助金と組み合わせて、NEVを支える政策となった。

重要なのは、これら政策が、特定のメーカーに対して補助を与えるというのではなく、あくまで製品の消費=需要を広げるという観点から行われている点にある。この市場の急速な拡大が、完成車メーカーならびに中間財への新規収入を促すというダイナミズムと結びつくことで、その生産性の向上に寄与したと考えられる。世界的なバッテリーのメーカーである寧徳時代新能源科技股份有限公司 (CATL) をはじめとした車載電池メーカーの躍進も、まず最終需要が拡大したことによる分業の高度化として理解すべきである。

この現象を、過剰生産能力を背景とした中国と米国、EUとの経済摩擦、いわゆる「チャイナ・ショック2.0」との関連でとらえ直してみよう。その際に参照すべきなのが、1980年代にポール・クルーグマンやエルハナン・ヘルプマンらによって研究が進められた、収穫逡増を前提とした新貿易理論、およびその核心的アイデアとしての「自国市場効果」である。新貿易理論は、仮に労働や資本の賦存状況が同じでも、企業の立地の偏りによって各国の生産コストに違いが生まれ、その結果貿易が生じることを示した。その重要な発見の1つに「自国市場効果」がある。これは、ある産業について大きな国内市場を擁する国には、その需要を満たす以上の産業が集積するようになり、その結果、同じ産業を生産するが、より小さな国内市場しか持たない国に比べて、国際貿易上の比較優位を持つようになるメカニズムを示したものだ。

一方、中国のWTO加盟以降の、グローバル化の時代を象徴するのが、いわゆる新新貿易理論である。この理論は企業間の生産性の違いに着目し、どのような性質を持つ企業が国際貿易に参加するのか、そして国際貿易に参加することがそれらの企業にどのような影響を与えるのか、などを分析するものである。その帰結として、生産性の高い企業が国際貿易に参加することでさらなる生産性の向上が生じ、国内資源が低生産性企業から高生産性企業へと再分配されるプロセスが生じる。この新新貿易理論では、規模の経済は一国レベルというより多国籍企業レベルで生じることになる。このため、海外直接投資(FDI)を通じたグローバル・バリュー・チェーン(GVC)を活用し、多国籍企業に自由な生産活動を行わせれば、基本的に貿易摩擦は生じない、というまさに新自由主義的な、楽観的結論が得られることになる。しかし、現在の米国のように、そもそも貿易摩擦の相手国(中国)をグローバル経済の対等なプレーヤーと見なさくなっている状況の下では、このような新新貿易理論に基づく貿易摩擦の回避は、非常に困難になっていると言わざるを得ないだろう。

3. 公共セクターへの民間企業の参入

市場における「政府の役割」の根本的な変化、ということでもう一つ重要なのは、公共セクターへの民間企業の参入である。これについて、すでに中国では、公共事業などの財源獲得手段として公共部門と民間部門が行う連携事業であるPPP(Public-Private Partnership)方式が盛んにおこなわれてきた。

現在の中国で最も広く採用されているのは、政府あるいは国有企業と民間資本が共同出資して新たに企業を設立し、その企業が政府から権利を授与されて、インフラなどの公

共財や公共サービスの提供を行うというコンセッション方式の変形である。この中国独自のコンセッション方式は、水道事業においても導入されており、中国全土の上水道の17%以上、下水道の67%以上に民間企業が参入しているという試算もある(六辻、2019)。

また、養老年金保険などの社会保障においても、民間部門への委託の動きは著しい。中国の社会保障制度に詳しい片山ゆきによれば、このような状況のもとで中国では市場が担う民間保険やNPOなどの中間団体の機能も社会保障体系の一つとして位置づけ、積極的に組み込む「福祉ミックス体制」が急速に進みつつあるという(片山、2024)。その中で「ネット互助プラン」と呼ばれるプール金を持たない相互扶助の仕組みなど、アリババなどの大手プラットフォーム企業が「ネットワークの経済性」を利用して公的医療保険を補完する商品を提供する動きも広がっている。

一方で、2024年には、大手IT企業の京東がフードデリバリーサービスに参入するにあたり、ドライバーの正社員化と年金、医療、労災などの社会保険への加入を打ち出した。そして2025年4月には、美团は公的年金制度への加入を促進するために、低収入のワーカーに対して年金保険料の半分を補助すると発表している。プラットフォーム企業の中にもその雇用形態や福利厚生 の在り方を再検討する流れが広がりつつある(片山、2025)。

これらの一連の現象は、公的な社会保障制度が十分に整備されておらず、「国家」が必ずしもすべての国民を対象に充実したセーフティネットを提供できない状況の下で、政府が社会保障の領域において民間企業の参入を促し、その負担の一部を肩代わりさせている、という構図である。これは先進国においても現在進行中の、典型的な「新自由主義化」現象だと言えよう。ただ、中国ではもともと全

国民を包摂する公的な社会保障の制度化が立ち遅れているだけに、そのような民間企業との「協働」に関する先進的な取り組みが突出しているのである。

4. まとめに代えて：民間企業と政府の戦略的補完関係

本稿では、国有企業改革をどう見るか、という問題を入り口にして、中国独自の「新自由主義化」、すなわち「国家」と「民間」の領域相互の浸透が同時に生じる、という現象について考察を進めてきた。そこで明らかになったのは、むしろ「国家」と「民間」が一種の持ちつ持たれつの関係にあることで経済を支えてきた、という中国の現実である。

2021年に行われた、プラットフォーム企業への締め付けと「共同富裕」の提起は、そのような国家と民間との間の「持ちつ持たれつの関係」を考える上でもきわめて象徴的な事例だといえるだろう。よく知られているように2020年11月に、中国アリババ集団傘下の金融会社、アント・グループの新規株式公開（IPO）が突如延期になり、その後IT企業への締め付けが相次いで行われることになった。

その後アリババは、Eコマースへの出店にあたってライバル企業への出店を禁じる措置（「二選一」）が公正な取引を阻害しているとして、2021年4月に182億2800万元の罰金を命じられた。また同年7月には、ライドシェア大手の滴滴出行がニューヨーク証券取引所に上場したものの、数日後に当局に国家安全保障上の理由から、データ管理とスパイ行為についての審査を受け、最終的に上場廃止に追い込まれた。8月17日における中央財經委員会会議では、「共同富裕」を実現する際の再分配の手段として企業や個人による自発的な寄附行為などに依存する「第三次分配」が

強調された。これを受けて9月2日にアリババ集団は「共同富裕」政策を実施するための資金として1000億元（約155億ドル）を拠出することを公約し、テンセントなど、他のIT大手もこれに続いた。

この一連の措置をもって、IT企業のイノベーションの命脈は断たれ、中国は「新しい文革」の時代に入った、という見解もちらほら聞かれるようになった。しかし片山ゆきによれば、「第三次分配」の実態は以下のようなものであった（片山、2023）。2022年11月に広州市では、広州市慈善会が、騰訊基金会、WeChat Pay、微保（テンセント傘下の保険代理販売会社）、太平洋保険会社などと合同で、広州市が認定した生活保護受給者、低所得者向けに、医療保険を提供する慈善活動キャンペーンを開始した。その際、各社の寄付はWeChat Payを通じて行われ、合計すると2022年12月末時点で総額は600万元に達したという。これは、有力な民間企業が「第三次分配」の名目で、本来政府が提供すべき公共サービスを請負うという構図である。このことは、一見IT企業に対してイデオロギー上の理由から厳しい制裁が科せられているかのように見える状況の中でも、政府と民間企業との「持ちつ持たれつ」の関係が存続していたことを示している。

一方で、そのような中国の民営企業の柔軟性は、国有企業と民営企業という、そもそもその性質や機能、目的を異にしているはずの企業群の区別を次第にあいまいなものにするという効果を持っている。すなわち、国有企業または国有資本だからと言って必ずしも全く市場原理や経済効率性を無視しているわけではない。その一方で、民間企業であっても、直接もしくは間接的に国有企業からの出資を受けている限り、その資本の運用については何らかの形で国家からの介入を受ける可能性が常に存在している。

繰り返しになるが、中国における「新自由主義化」は、公共部門に民間部門が参入する一方、市場からは国家が退場する、という単純な図式ではとらえられない。むしろ両者が相互に浸透しながら境界を再構築するプロセスが進行していると考えられる。見方を変えれば、トランプ政権下の米国で進行中の現象も、実はこのような国家と民間の複雑な関係性から生じてみていく必要があるのではないだろうか。

参考文献

日本語

- 井下浩良 (2023)「中国新エネルギー車 (NEV) 市場の現状と展望 (2022 ~ 2023年)」『金属資源情報』2023年9月13日
- 片山ゆき (2023)「三次分配と保険」『ニッセイ基礎研究所』<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=73630?pno=2&site=nli#ankal>
- 片山ゆき (2024)『十四億人の安寧：デジタル国家中国の社会保障戦略』慶應義塾大学出版会
- 片山ゆき (2025)「ギグワーカーの社会保険適用問題－中国フードデリバリー大手美团の取り組み」『ニッセイ基礎研レター』、
https://www.nli-research.co.jp/files/topics/81683_ext_18_0.pdf

- 湯進 (2021)『中国のCASE革命 2035年のモビリティ未来図』日本経済新聞出版
- 中屋信彦 (2022)『中国国有企業改の政治経済学－改革と持続－』名古屋大学出版会
- ハーヴェイ、デヴィッド (2007)『新自由主義：その歴史的展開と現在』渡辺治監訳、作品社
- 三浦有史 (2023)『脱「中国依存」は可能か』中公選書
- 六辻彰二 (2019)「中国——「公的機関の企業化」がもたらしたもの～「水道民営化」に向かう新興国～」『Best ! Times』2019年12月17日、2020年9月4日アクセス。

英語

- Bai, Chong-En, Chang-Tai Hsieh, and Zheng Michael Song. 2019. "Special Deals with Chinese Characteristics." *NBER Working Paper Series* No. 25839.
- Bai, Chong-En, HSIEH, Chang-Tai, SONG, Zheng Michael and Xin Wang 2020. "The Rise of State-Connected Private Owners in CHINA." *NBER Working Paper Series* 28170.
- DiPippo, Gerard, Mazzocco, Ilaria and Scott Kennedy. 2022. *Red Ink; Estimating Chinese Industrial Policy Spending in Comparative Perspective* Center for Strategic and International Studies.

(かじたに かい・神戸大学)

■ ■ ■ ご案内 ■ ■ ■



NPO法人 ユーラシア研究所

- ◇ ユーラシア研究所は、ロシアをはじめとするユーラシア地域について、「研究者の営みと市民とをつなぐ」、「バランスのとれた認識を共有する」という理念のもとで活動しています。
- ◇ ユーラシア研究所は、主な活動として、総合誌『ユーラシア研究』(年刊)、専門誌『ロシア・ユーラシアの社会』(季刊)、ユーラシア文庫の刊行と、シンポジウム、セミナーの開催などの行事を行なっています。

■ ■ ■ 最近のシンポジウム ■ ■ ■

- 2025.2.19 「1985 (イチキウハチゴウ)－新自由主義の時代とユーラシア」
- 2024.3.9 「ユーラシアとは何か？」
- 2023.2.25 「ウクライナのさまざまな選択」
- 2022.3.18 「ウクライナ危機再燃」
- 2021.12.8 「ソ連解体後の30年」
- 2021.3.30 「多極化の中のロシアと日本」
- 2019.7.13 「ロシア人のくらしの今」

■ ■ ■ 最近のユーラシア・セミナー ■ ■ ■

- 2025.11.29 帯谷知可「普通の装いになったヒジャーブーウズベキスタンの「ナショナルな価値」・イスラーム・人権」(オンライン)
- 2025.10.25 李優大「アゼルバイジャンから見る国際政治：ウクライナ戦争やイラン＝イスラエル紛争との関連から」
- 2025.7.12 六鹿茂夫「モルドヴァ・ルーマニア大統領選挙をめぐる国際政治－米欧露・近隣諸国関係を中心として」